

沼津市高齢者保健福祉計画策定懇話会設置要綱

平成22年10月29日 副市長決裁

(設置)

第1条 沼津市高齢者保健福祉計画（以下「高齢者保健福祉計画」という。）の策定にあたり、広く市民からの意見を求めるため、沼津市高齢者保健福祉計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、高齢者保健福祉計画の案について内容を協議し、沼津市高齢者保健福祉計画策定委員会に意見を提言する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体を代表する者
- (3) 保健・医療・福祉関係団体を代表する者
- (4) 介護サービス事業関係者
- (5) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、高齢者保健福祉計画策定終了時までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を統括し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民福祉部長寿福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成22年10月29日から施行する。

付 則（平成24年3月22日市民福祉部長決裁）

この改正は、平成24年4月1日から施行する。